



2023年5月12日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎
(コード番号 9506 東証プライム)
問合せ先 販売カンパニー リビング営業部
リビング統括課長 石山 肇
(TEL. 022-225-2111)

経済産業省資源エネルギー庁からの指導に対する報告書の提出について

当社は、4月17日に経済産業省 資源エネルギー庁より受領した指導に対する報告書を取りまとめ、本日、同庁に提出いたしました。

本指導は、経済産業省資源エネルギー庁が一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に付与した「再生可能エネルギー業務管理システム※」を利用するためのIDおよびパスワードを、当社従業員が使用して当該システム上の情報を閲覧した事案が確認されたことを受け、同庁が以下の事項について対応するよう求めていたものです。

【経済産業省資源エネルギー庁からの指導の内容】

1. 情報の適正な管理および取得が大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。
内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも次に掲げる事項を含むものであること。その際、2023年3月31日に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対して行われた勧告「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について（勧告）」(20230331 電委第1号)において示された「3. 内部統制の抜本的強化策の検討にあたって求める事項・観点」を参考にすることが望ましい。
 - ・一般送配電事業者に対して法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を行うこと。
 - ・外部システムの活用の際の情報管理体制の強化を行うこと。
2. 事案の内容および発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること。
3. 本指導の対応について、2023年5月12日までに、措置内容を報告すること。

当社としては、今回の不適切な事案の発生ならびに指導の受領を改めて重く受け止め、二度と同様の事案を発生させないよう、引き続き、再発防止の徹底に努めてまいります。

※経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は、自社供給エリアの認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

(参考) 本事案に係るこれまでの公表内容

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項に基づく報告徴収の受領について(2023年2月16日お知らせ済み)
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項に基づく報告徴収への報告について(2023年2月24日お知らせ済み)
- ・経済産業省(資源エネルギー庁)からの再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧事案に関する指導の受領について(2023年4月17日お知らせ済み)

以 上

(別 紙) 資源エネルギー庁からの指導に対する報告の概要

資源エネルギー庁からの 指導に対する報告の概要

2023年5月12日
東北電力株式会社

- 当社は、経済産業省資源エネルギー庁が一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に付与した「再生可能エネルギー業務管理システム※」を利用するためのIDおよびパスワードを、当社従業員が使用して当該システム上の情報を閲覧した事案が確認されたことについて、2023年4月17日、資源エネルギー庁より指導を受領いたしました。
- 当該指導において、「情報の適正な管理および取得に向けて社内の意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を実施すること」、「再生可能エネルギー業務管理システムの不適正閲覧事案の内容および発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること」、「以上の措置内容を5月12日までに経済産業省へ報告すること」が求められており、当社は、本日、当該措置内容について報告書を提出いたしました。（報告の概要は次頁以降に掲載）

※ 経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく 再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は、自社供給エリアの認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

【資源エネルギー庁からの指導の内容】

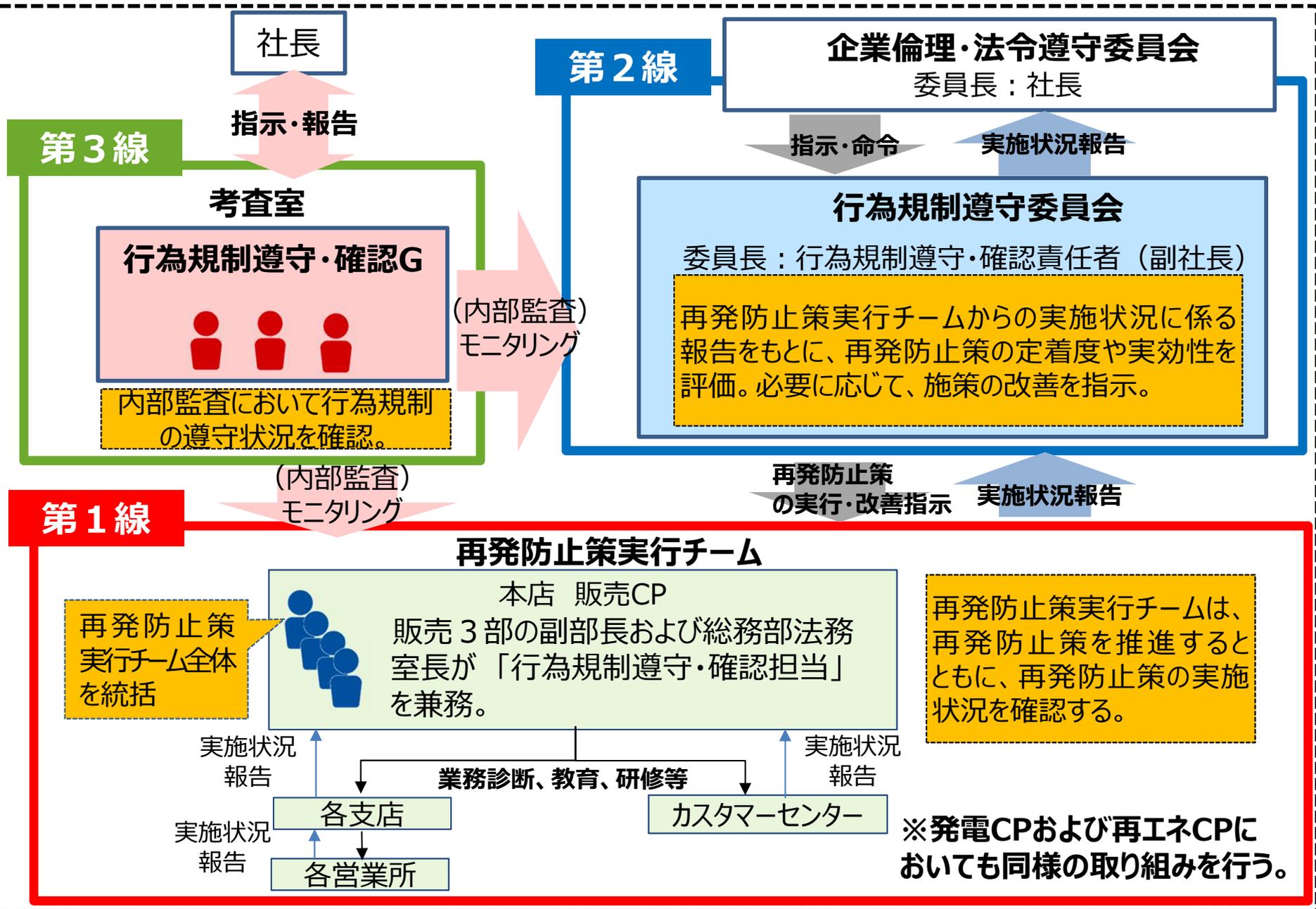
1. 情報の適正な管理および取得が大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。
内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも次に掲げる事項を含むものであること。その際、2023年3月31日に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対して行われた勧告「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について（勧告）」（20230331 電委第1号）において示された「3.内部統制の抜本的強化策の検討にあたって求める事項・観点」を参考にすることが望ましい。
 - ・ 一般送配電事業者に対して法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を行うこと。
 - ・ 外部システムの活用の際の情報管理体制の強化を行うこと。
2. 事案の内容および発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること。
3. 本指導の対応について、2023年5月12日までに、措置内容を報告すること。

2. 情報の適正な管理・取得に向けた内部統制の抜本的強化策の概要

- 情報の適正な管理・取得に向けた社内の意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策の概要は以下のとおり。
- すでに検討・策定した再発防止策に、指導の内容も踏まえ、必要な取り組みや考え方を追加。

項目	概要
体系的な内部統制体制構築	<ul style="list-style-type: none">• 企業倫理・法令遵守委員会の下に、「行為規制遵守委員会」および「再発防止策実行チーム」を設置• 内部監査部門の専門組織、第三者の視点によるチェックも取り入れ、モニタリング・チェック体制を強化（内部統制体制の全体像は「参考1」参照）
行為規範の策定【追加】	<ul style="list-style-type: none">• 社内規程である「一般送配電事業の中立性確保に係る行動規範（規程）」に以下のとおり遵守すべき項目等を追加する改定を実施<ul style="list-style-type: none">✓ 東北電力NWにおける情報管理上の不備等により作出された状況または東北電力NW在籍時に知り得た情報等を利用して、託送供給等業務および再エネ供給業務に関する情報を閲覧・入手してはならないことを明記✓ 必要な研修を実施することを明記✓ 懲戒の対象となりうることを明記
適切な社員教育	<ul style="list-style-type: none">• 従業員に対し、行為規制に関する基礎的内容の研修を実施。行為規制への抵触リスクの高い販売部門等では、当該部門に求められる留意事項を踏まえた研修を実施• 全役員を対象とした外部専門家による研修等を実施
定期的な社内監査	<ul style="list-style-type: none">• 業務部門から独立した社長直属の組織である考査室が中心となり、モニタリングを実施
外部システム活用の際の情報管理体制【追加】	<ul style="list-style-type: none">• システム利用箇所外部システムの管理責任者を定め、利用者（アカウント）の厳格な管理を実施することについて、情報のセキュリティ確保に関する審査項目に追加し、情報管理を強化

【参考1】モニタリング・チェック体制～再発防止体制の強化～



第三者の視点によるモニタリング・チェック

自社による自律的なチェック体制構築

- ・弁護士
- ・企業倫理コンサルタント

電事連コンプライアンス推進本部の設置

- ・外部の専門家等

注) 2023年3月20日に公表したモニタリング・チェック体制を一部見直し(審査室 行為規制遵守・確認Gの役割見直し)、実効性向上を図っている。

【参考2】再エネ業務管理システムの不適切な閲覧事案（指導の対象）の概要

- 経済産業省が東北電力ネットワーク株式会社（以下、「東北電力NW」）に付与した「再エネ業務管理システム※」を利用するためのIDおよびこれに対応するパスワード（以下、「ID等」）を、当社従業員3名が使用して当該システムの情報を読み見た事案の概要は以下のとおり。（2023年2月24日お知らせした内容と同様）

	事案1	事案2	事案3
閲覧情報	<ul style="list-style-type: none">発電事業者の情報	<ul style="list-style-type: none">発電事業者の情報FIT認定発電所	<ul style="list-style-type: none">発電事業者の情報
閲覧理由	<ul style="list-style-type: none">業務に関連する確認	<ul style="list-style-type: none">業務に関連する確認本人の関心	<ul style="list-style-type: none">業務に関連する確認
当該システムへのアクセス期間(回数)	2022年3月7日～2022年12月7日 (4回)	2022年3月15日～2022年7月1日 (3回)	2022年4月12日～2023年1月30日 (6回)
ID・パスワード入手経緯	<ul style="list-style-type: none">当該システムのID等は東北電力NW在籍時に適正な手段により取得したものであるが、当社に異動後も東北電力NW在籍時から変更されていなかった既存ID等を使用、もしくは、変更後のパスワードを推測して当該システムへアクセスした。		
再発防止策	<ul style="list-style-type: none">異動時期等を捉え、ID等を推測不可能なものに変更するよう、東北電力NWに依頼済。東北電力NW社員が当社に異動した際、以下の対応を実施。<ul style="list-style-type: none">✓ 所属長は、異動者と当社で使用不可となる業務システムを確認し、遵守状況を継続的に確認する。✓ 異動者は、業務上不要なシステムへのログインを防止するために、PCに保管されたID等を削除し、所属長が確認する。企業グループの行動規範「東北電力グループ行動指針」の理解・浸透と企業倫理・法令遵守意識の再徹底を図る。		

※経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は、自社供給エリアの認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。